



働き方改革 関連法

を活かした魅力ある 職場づくりで 企業価値を高める



山口社会保険労務士オフィス
講師 特定社会保険労務士
山口 恵美子氏

平成13年 勤務等社会保険労務士として登録。
平成15年 社会保険労務士として独立・開業。
平成18年 行政書士として開業。
●埼玉県働く女性応援メンター
●埼玉県女性活躍推進アドバイザー
●さいたま市産業創造財団 専門家

働き方改革関連法が2019年4月より順次施行されます。アストンプロデュースで緊急直前対策を行います！労働時間に関する制度の見直しや同一労働同一賃金等、中小企業にとっての課題が盛りだくさんの働き方改革関連法。今回はこの新制度の内容と対策をわかりやすく説明いたします。

内容

- ◆法改正に伴う 36 協定届（労働基準法第36条：時間外・休日労働に関する協定届）の対応
- ◆年次有給休暇の年5日の付与義務化に向けて
- ◆時間外労働時間の上限規制への対応 等

（改定などの状況により変更する場合があります）

2019年 **3/6** 水 **定員 50名** 定員になり次第 締め切ります
14:00 ~ 16:00

会場 ソニックシティビル6階 604号室
埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5

参加費

会 員：1,000 円
非会員：2,000 円

（なお、受講料につきましては、セミナー開催前日
までにお近くの支所等へご持参いただくと幸いです）

主催／さいたま商工会議所 中小企業相談所
大宮支所 TEL：048-646-4141 FAX：048-643-2720
与野支所 TEL：048-855-8011 岩槻支所 TEL：048-756-1445
浦和支所 TEL：048-838-7701 業務本部 TEL：048-641-0084

申込方法

下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにて申込下さい。

さいたま商工会議所大宮支所行 **FAX：048-643-2720** 働き方改革セミナー 受講申込書 .H31.3.6

当日はアストン大塚がアテンドをいたします☆皆様にお会いできることを楽しみにしております。

お申込みはさいたま商工会議所大宮支所まで FAX でお願いたします。



| | | | |
|------|-----|--------|---|
| 事業所名 | | 参加者氏名 | ① |
| 所在地 | 〒 - | | ② |
| | | | ③ |
| TEL | - - | E-mail | |

ご記入頂いた情報は、さいたま商工会議所からの各種連絡・情報提供に利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析に利用することがあります。